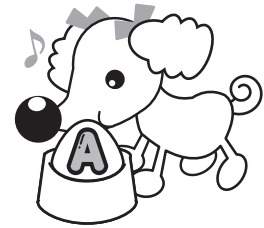




派遣契約にない業務に派遣労働者を従事させることができますか。また、専門26業務とその他の業務を併せて行う場合の取扱いはどうなっていますか

専門26業務で、派遣を受け入れることになりました。他社の話では、「本来業務以外の仕事を頼んだら、派遣社員から拒否された」とも聞きます。「1割以内」の範囲なら、隣の席の社員の応援を頼むのは可能でしょうか。

専門26業務に限らず、本来業務以外の業務は、契約で定められている業務内容とは違うものになるので、本来業務以外の仕事を頼むことはできません。派遣先が、派遣労働者に対して指揮命令することができるのは、派遣元との間で締結する労働者派遣契約に基づきます。したがって、派遣先は、労働者派遣契約で定めた範囲を超えて派遣労働者を指揮命令することはできません。



派遣労働者が従事する業務の内容については、労働者派遣契約に記載しなければなりませんので、労働者派遣契約に記載された業務の範囲を超えて、他の業務を行わせることは労働者派遣契約に違反します。

ただし、予め契約に定めれば一定制限内で、専門26業務とその他の業務を併せて、派遣労働者を業務に従事させることができます。その条件は、「専門26業務に伴って付随的にその他業務を行う場合であって、その他業務の割合が1日当たり、又は1週間当たりの就業時間数で1割以下」であることです（派遣業務取扱要領）。

あくまで、「本来業務である専門26業務に伴って付随的に行う業務」に限られ、全く無関係の業務を少しでも行うのであれば、全体として「専門26業務」でないと評価されるため、派遣可能期間の制限（原則1年、最長3年）の適用を受けることとなります。

